

船橋市ドクターカー連絡協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市救急車医師同乗システム(以下「ドクターカー」という。)に関する要綱第12条の規定に基づき、船橋市ドクターカー連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置するとともに、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ドクターカー同乗医師及び救急隊員への研修
 - ア 医師による救急事案等の検証
 - イ 救急隊員による救急事案等の検証
 - ウ 口頭指導関係の事後検証
 - エ その他必要と認められる研修
- (2) ドクターカーの出動基準の検討
- (3) ドクターカーの必要資器材等の検討
- (4) 前3号に掲げるもののほかドクターカーの運用に関する業務

(組織)

第3条 協議会は、一般社団法人船橋市医師会(以下「医師会」という。)に所属する医師、船橋市立医療センター(以下「医療センター」という。)に所属する医師及び船橋市消防局(以下「消防局」という。)の職員をもって組織する。

- 2 協議会に委員を置き、委員は、医師会長、船橋市病院事業管理者及び消防局長からそれぞれ推薦を得た16名以内の者をもって充てる。

(役員・任期)

第4条 協議会に委員の中から次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 3名
- 2 役員を選任は、委員の互選による。
 - 3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 議決する場合は、委員の半数以上の出席を要するとともに、出席委員の過半数により決するものとする。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 4 委員は、必要に応じて会長に会議の開催を求めることができる。

(研修会)

第7条 協議会は、第2条第1号の研修について、原則として奇数月第3火曜日にドクターカー連絡協議会研修会（以下「研修会」という。）を開催するものとする。

(経費)

第8条 協議会にかかる経費は、消防局が負担するものとする。

2 消防局は、研修会に参加した委員に報償金また講師に対し、必要に応じて謝礼金を支払うことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、消防局救急課に置くものとする。

2 事務局は、協議会の事務全般を処理し、併せて医師会及び医療センターとの連絡調整を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。